

## 公益財団法人への寄附金に関する優遇措置について

公益財団法人たましん地域文化財団は、多摩地域における美術・歴史分野の調査研究、資料収集、公開事業により地域文化の向上を図ることを通して、地域の皆様の心豊かな暮らしに寄与することを目的としています。これらの事業は公益性が高いことから、当財団への寄附は以下のような税制上の優遇対象となります。

### 1. 個人による寄附の税制上の優遇措置

---

個人による当財団への寄附金の税制上の優遇措置は以下のとおりです。

【所得税】 寄附金控除（所得控除）が受けられます。

＜寄附金額※＞ － 2,000円 ＝ 所得控除額

※ ただし、寄附金額は寄附した個人の所得金額の40%相当額が限度です。

【住民税】 当財団への寄附は都道府県または市町村が条例で指定した寄附金に係る税制優遇が受けられます。詳しくは、お住まいの都道府県税事務所、市町村徴税窓口にお問い合わせください。

- ◇ 上記税制上の優遇を受けるには確定申告が必要です。当財団が発行する「寄附金受領証明書」および当財団が特定公益増進認定法人であることの証明書（写）を添付し、住所地の税務署に申告をしてください。

### 2. 法人による寄附の税制上の優遇措置

---

法人による当財団への寄附金は、その法人の資本金額、所得金額に応じた一定の限度額に達するまで損金に算入ができます。公益法人への寄附金は一般寄附金とは別枠で、寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入します。

税制上の優遇に関しては、国税庁のホームページや所轄の税務署、または税理士にご確認ください。

以上